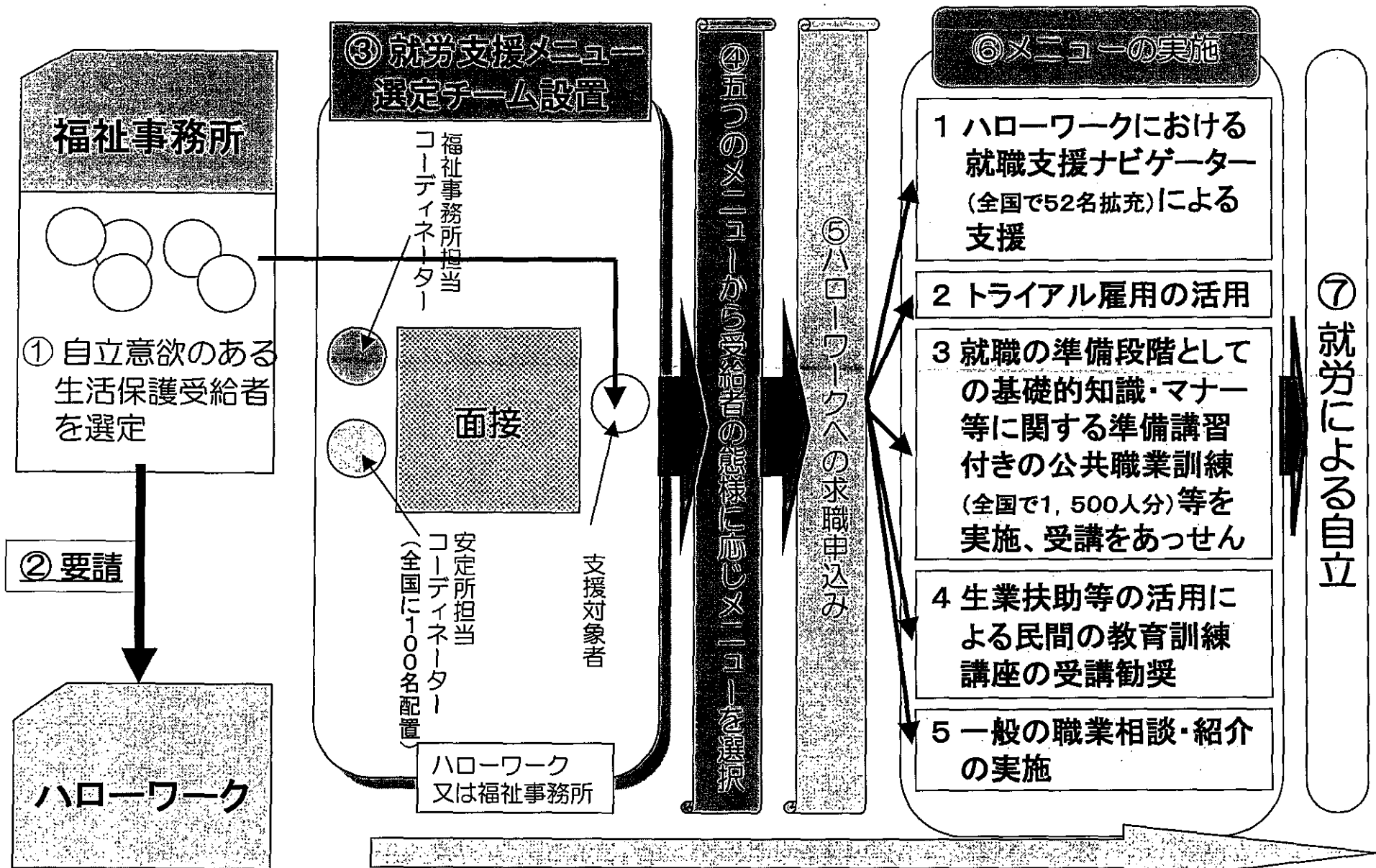


(4) 生活保護受給者等就労支援事業のイメージ



生保事業担当責任者の設置 (支援メニューの選定及び実施・進捗状況管理)

### 3 平成17年度生活保護基準の見直しについて

#### 1 母子加算の見直し

- 平成17年度については、子どもの年齢要件の見直しを図る。  
(18歳以下 → 15歳以下へ引き下げ)

※ これにより、16～18歳の子どものみを養育するひとり親世帯については、母子加算の支給対象外となるが、生活水準が急激に低下することのないよう配慮し、3年かけて段階的に廃止。

〔 1級地基準額  
23,260円(16年度) → 15,510円(17年度) 〕

- なお、15歳以下の子どもを養育するひとり親世帯については、平成18年度以降、自立支援プログラムの定着度合等を見据えつつ、支給要件、支給金額等の見直しを検討。

#### 2 高校就学費用の給付

- 生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、新たに高等学校への就学費用を給付。
- 学用品費、交通費、授業料等を給付。なお、給付水準については、公立高校における所要額を目安に設定。

〔 公立高校 平均 13,000円程度  
私立高校 平均 19,000円程度 〕

#### 3 多人数世帯の基準適正化

- 生活扶助基準が多人数になるほど割高となっていることを是正。

- ・ 第1類費 4人以上世帯に逓減率を導入(3年計画)  
[ 4人世帯: 0.95 5人以上世帯: 0.9 ]
- ・ 第2類費 4人以上世帯の基準額を抑制  
[ 4人世帯: 60,230円 → 57,410円(△2,820円) ]

#### 4 若年層の1類費年齢区分の見直し

- 20歳未満の若年者について8区分に細分化されている1類基準について、乳幼児、幼児、小学生、中学生以上の4区分に簡素化。

平成16年度1類基準額(1級地-1)

(月額・単位:円)

年齢区分	0歳	1～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～40歳
基準額	14,970	21,790	26,950	32,030	36,450	44,010	47,310	42,010	39,970

平成17年度1類基準額案(1級地-1)

↓ 年齢区分の簡素化

年齢区分	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～19歳	20～40歳
基準額	20,900	26,350	34,070	42,080	40,270

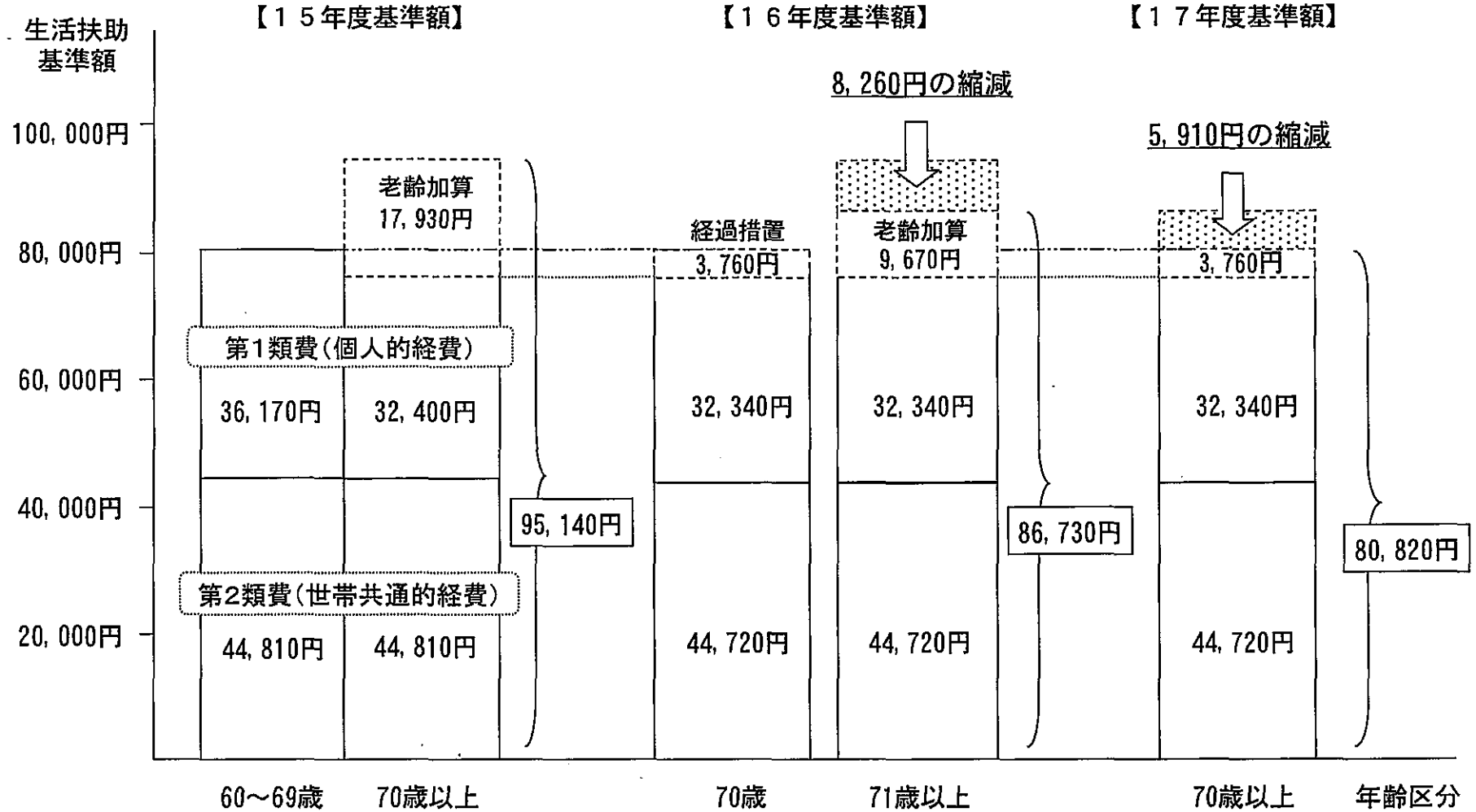
#### 5 老齢加算の段階的廃止(2年目)

- 平成16年度からの3年間で段階的に廃止。

〔 1級地基準額  
9,670円(16年度) → 3,760円(17年度) 〕

# 老齡加算の段階的廃止について

＜年齢別基準額と老齡加算の関係＞



注1) 1類基準額、2類基準額及び老齡加算は1級地-1の額。  
 注2) 2類費には冬季加算 (VI区×5/12 : 1,290円) を含む。

新規に70歳になる者について  
60歳代の水準を維持